

国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和7年11月26日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
13	未着手	R7.6.11	令和7年度 第1回合同 WT	高額介護合算 療養費の支給 手続き簡素化 について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。	<p>【6/11】機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても継続して検討が行われている状況である。 このような状況を鑑み、国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定。</p> <p>【6/25】国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定とする。</p> <p>【11/10】「市町村が行う国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化等について」（令和7年10月31日事務連絡）が発出され、改正の趣旨及び概要について通知されたことから、必要となる機能を整理した事務局案を国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映し、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。</p> <p>【11/26】令和7年11月10日に実施した合同ワーキングチームにて、特段ご意見はなかったため、引き続き令和7年12月上旬に実施予定の全国意見照会結果を踏まえて対応を行うこととする。</p>	事務局		
14	未着手	R7.8.7	令和7年度 第2回合同 WT	生活保護シス テムとの連携機 能について	国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給者の情報を連携する機能は規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されていることから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、要件追加の検討を行う必要がある。	<p>【8/7】生活保護システムから国保システムへの生活保護受給者情報の連携について、生活保護システム標準化検討会事務局に確認したところ、令和8年1月末の改版にて連携機能の追加が可能である旨の回答をいただいたため、国保標準仕様書について令和8年1月末の改版において機能要件を追加することに加え、デジタル庁に対しデータ要件・連携要件に追加いただくよう依頼する方向で検討する。</p> <p>【11/10】第2回WTにて示した機能要件（案）をもとに国保標準仕様書【第1.6版】（案）に反映し、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。</p> <p>【11/26】令和7年11月10日に実施した合同ワーキングチームにて、特段ご意見はなかったため、引き続き令和7年12月上旬に実施予定の全国意見照会結果を踏まえて対応を行うこととする。</p>	事務局		
15	未着手	R7.8.19	令和7年度 第2回合同 WT	標準化期限後 における適合基 準日の考え方 について	(別紙2) 機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とするとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、適合基準日の考え方について検討を行う必要がある。	<p>【8/19】デジタル庁と調整を行ったうえで、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、【第1.6版】（令和8年1月公開）以降の検討において適合基準日の記載を見直すこととする。 なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能について見直しを行う。</p> <p>【11/10】適合基準日に記載する条項の詳細については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行い、あわせて本紙に考え方を示す予定とする。 なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能及び3章に示した「外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策」にて追加を予定している実装必須機能について見直しを行う予定。</p>	事務局		